

## 署名委員の指名について

### 1. 案件の主旨について

「多摩市都市計画審議会運営規則第18条第3項」において「会議録には、会長及び会長の指名する委員又は臨時委員2人が署名押印しなければならない。」と規定されているため、会長が指名をするものです。

### 2. 審議事項について

以下の案件について、別紙意向確認書の提出をお願いします。

#### 【議事第4】 署名委員の指名について（案）

会長、職務代理者を除外し、議席順に2名の方を指名します。令和2年度第1回都市計画審議会の署名委員は「3番 浅井 勉 委員」、「5番 浅倉 義信 委員」を指名します。